

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第3条の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年3月2日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 業務の名称

令和8年度バス部品（バッテリー）単価契約

- ① 新品バッテリー 195G51 30個
- ② 新品バッテリー 245H52 100個

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に類する業務に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税等を滞納している者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、施行令第167条の5第1項及び167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、(2)の審査事項について審査の対象としない。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和8年3月18日まで（県の休日を除く。）午前9時から午後5時まで
- (2) 申請書の入手方法
 - 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に令和8年3月18日まで随時交付する。
 - また、長崎県交通局ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
 - 申請者のうち、県資格を取得している者
 - 申請書（様式第1号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 長崎県が交付した資格審査結果通知書の写し

- イ 誓約書（様式第3号）
- ウ 印鑑届（様式第4号）
- エ 委任状（様式第5号）

○ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書（様式第2号）に次の書類を添え(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第3号）
- イ 印鑑届（様式第4号）
- ウ 委任状（様式第5号）
- エ 法人にあつては、次のa及びb
 - a 登記簿謄本
 - b 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- オ 個人にあつては、次のa、b及びc
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - c 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で、外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- (名称) 長崎県交通局 管理部総務課（総務班）
- (電話) 095-822-5141
- (FAX) 095-822-2826
- (長崎県交通局ホームページアドレス) <https://www.keneibus.jp>

5 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

7 資格の取消し

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

8 資格取消しの通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

令和8年度バス部品（バッテリー）単価契約について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

令和8年度バス部品（バッテリー）単価契約

① 新品バッテリー 195G51 30個

② 新品バッテリー 245H52 100個

(2) 購入物品の特質等

入札説明書で定めるとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 中央整備工場 諫早市貝津町1481

イ 長崎営業所 長崎市八千代町3-1

ウ 東長崎営業所 長崎市平間町411-1

エ 長与営業所 西彼杵郡長与町高田郷721-2

オ 諫早営業所 諫早市貝津町1492-1

カ 大村営業所 大村市松山町489-13

(5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和8年度バス部品（バッテリー）単価契約に関する令和8年3月2日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局 管理部総務課（総務班）

(電話) 095-822-5141

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年3月18日(県の休日を除く。)までの間

(場所) 3の部局とする。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(場所) 3の部局とする。

(期限) 令和8年3月18日 午後5時00分

7 同等品承認申請書の提出場所及び提出期限

例示品ではなく同等品で入札する場合は、必ず同等品承認申請書を提出し、審査を受けること。

(場所) 3の部局とする。

(期間) 令和8年3月10日 午後5時00分

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び日時等

(場所) 長崎県交通局本局3階第2研修室

(日時) 令和8年3月25日 午前11時20分開始

入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局、国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局、国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 例示品と同等のもので入札する者で同等品の承認がなされなかったとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定にあたっては、品目ごとに決定する。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。